



平成28年8月31日(水)岐阜県発表資料			
担当課	担当係	担当者	電話番号
廃棄物対策課	監視指導係	川田 裕司	内線 2721 直通 058-272-8221 FAX 058-278-2607

ダイコー(株)海津倉庫の廃棄食品等の全量撤去について

ダイコー株式会社(本社:愛知県稲沢市)が海津市内に賃借していた倉庫内に不正保管していた廃棄食品等について、全量を撤去しましたのでお知らせします。

1 撤去期間

平成28年4月5日(火)から8月30日(火)までの間、延べ60日実施。

2 撤去物

・飲料水、菓子類、調味料や包装資材、段ボール類など2,569 m³。

3 撤去者・量の内訳等

(1) 排出者が確認できた物(2,473 m³)

○撤去者 ・排出者(29社) ー飲料水、菓子類、調味料など

(2) 排出者が確認できなかった物(96 m³)

○撤去者 ・倉庫所有者 ー食品抽出後の残液など5 m³
・海津市 ー段ボールなど5 m³
・(株)フィルテック^(※) ー泥状を呈した廃棄食品など86 m³

※(株)フィルテック(本社:可児市、代表取締役 澤田 裕二)からは、地域の生活環境の保全や産業廃棄物処理業者の社会的信頼向上を目的に、当該廃棄物の処理責任はないにもかかわらず、無償で撤去する旨の申し出があり協力いただきました。

4 再発防止の主な取組み

(1) 監視強化

○産業廃棄物処理施設への対応

- ・県事務所による立入検査の実施(実績(H28.4~8):延べ280回、年1回→2回実施)
- ・重点検査対象項目に「処理実績が処理能力以下であることの確認」を追加

○食品製造施設への対応

- ・各保健所の食品衛生監視員47名に食品衛生法に加え廃棄物処理法に基づく立入権限を付与

(2) 事業者への指導等

- ・食品製造業者及び廃棄物処理業者に対する法令講習会を実施し、再発防止策への取組(マニフェストへの製造番号の記載)を要請
- ・食品関連団体あてに再発防止対策の要請文書の発出

(3) 国への要望

- ・廃棄物処理法の改正(マニフェスト制度の改善、受託基準の設定、虚偽記載した際の罰則強化)を要望。